

<参考1>

「商店街まちづくり事業費補助金」の税務上の取扱いについて

補助事業者各位

平成26年12月17日  
商店街まちづくり事業事務局

商店街まちづくり事務局にて実施しております「商店街まちづくり事業費補助金」は、国からの補助金を原資として、商店街まちづくり事務局から補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、貴者においては、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、法人税法第42条の規定を適用することができます。